

# 平成30年度「瑞浪市地域防災計画」修正要旨（案）

## 1 修正の趣旨

瑞浪市地域防災計画は、平成25年度に、東日本大震災発生時の諸課題、南海トラフ巨大地震への対応や国の被害想定等を踏まえて大幅に改訂し、以降、毎年修正を行っています。

平成30年度は、国の防災基本計画や水防法等の関係法令の改正、九州北部豪雨災害の検証結果等を踏まえ、市の地域防災計画の指針となる「岐阜県地域防災計画」が今年3月に修正されましたので、それに伴い県計画との整合性を図ります。また、陶小学校の移転に伴う指定避難所及び指定緊急避難場所の修正のほか、防災倉庫の備蓄状況や災害時応援協定一覧などの修正を行います。

## 2 主な修正内容

### (1) 市域の災害特性

平成29年7月の台風3号及び8月の豪雨による災害の被害状況等を追記する。

(新旧対照表 P 1)

### (2) 市民・事業者の役割

市民の役割に、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを加え、事業者の役割に、要配慮者利用施設の所有者等は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成する旨を追記する。

(新旧対照表 P 2)

### (3) 土砂災害ハザードマップ等の記載事項

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域に加え、土砂災害に関する情報の伝達方法や指定緊急避難場所などを記載する旨を追記する。

(新旧対照表 P 3)

### (4) ため池等の補強対策

農業用ため池の堤体等の新設や改修の目的に流木の流下を加え、決壊した場合に大きな被害をもたらすため池のハザードマップを作成して情報提供する旨を追記する。

(新旧対照表 P 4)

### (5) 災害対策本部機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握・共有することのできる体制を整備する旨を追記する。

(新旧対照表 P 4)

### (6) 物資輸送の円滑化

緊急の輸送拠点を確保するため、事前に民間事業者の管理する施設を把握する旨を追記する。

(新旧対照表 P 5)

### (7) 要配慮者利用施設の避難対策

要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する旨を追記する。

(新旧対照表 P 8、9)

## (8) 南海トラフに関連する臨時情報に基づく防災体制

平成29年11月より運用開始となった南海トラフに関連する臨時情報の発表時における市の防災体制を追記する。

(新旧対照表 P 9)

## (9) 応援部隊の活動及び支援物資等の集積・配分拠点

広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援部隊の活動拠点や支援物資等の受入れ集積・配分拠点をあらかじめ指定する旨を追記する。

(新旧対照表 P 10)

## (10) 避難勧告等の対象の明確化

避難勧告等の発令時における対象者を明確化することで、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達する旨を追記する。

(新旧対照表 P 11)

## (11) きめ細やかな災害広報

災害の発生状況や応急対策活動状況をはじめ、被災者の生活に関する情報などを在日外国人や訪日外国人にも配慮し、きめ細やかな災害広報を行う旨を追記する。

(新旧対照表 P 11)

## (12) 災害廃棄物に関する情報の周知

ホームページ等により災害廃棄物に関する情報を周知する旨を追記する。

(新旧対照表 P 13)

## (13) 被災者の生活再建に関する事項

被災建築物の各種調査の必要性や実施時期が異なることについて説明する旨を追記する。

(新旧対照表 P 14)

### 【資料編】

#### ① 災害時応援協定に関する事項

新規協定（3協定）

越境避難に関する協定、災害時における復旧支援協力に関する協定(下水道施設等)、災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定

(新旧対照表 P 18)

#### ② 防災倉庫の備蓄状況に関する事項

食料・飲料水の備蓄指標：南海トラフ地震発生時の想定避難者の1日分

(新旧対照表 P 19)

#### ③ 指定避難所及び指定緊急避難場所に関する事項

平成30年4月1日より陶小学校が新校舎に移転したこと、今年度土岐児童センターの敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される予定であることに伴い、避難所等一覧を修正する。

(新旧対照表 P 20)